

(農地法第4条・第5条許可申請関係)太陽光発電施設設置等に伴う注意事項・追加必要書類

《申請に際してのお願いと注意事項等》

■必ず確認していただくこと □必要に応じて確認していただくこと

- 太陽光発電のほか、風力発電も含め、再生可能エネルギーに関する事由の転用については、地元自治会へ事業説明をお願いします。
- 再生可能エネルギー発電事業計画が認定されてから農地法の許可申請書の受付をしていましたが、令和元年10月から同事業計画の認定が申請済であれば、そのことが分かる書類で農地法の許可申請書の受付をいたします。ただし、農地法の許可は、農業委員会で承認されたとしても、同事業計画が認定され、そのことが分かる書類を提出していただいた後となります。
- 雨水排水を確認するため、砂利・砕石敷設の有無、または、透水性のある防草シート敷設の有無を事前に確認してください。
- 雨水排水が自然浸透の場合、洪水対策のためオーバーフローへの対策を検討してください。
(排水先の水路や側溝がない場合、小堤を設置し一時的に滞留させて浸透させるなどの方法が考えられます。)
- 住宅地に隣接している場合、太陽光パネルの反射光による熱や光への対処策を講じるなどの配慮をお願いします。

《記載方法にかかる注意事項等》

■必ず確認し必要に応じて記載していただくこと

- 申請書・・・・・・・・・・土地造成において、砂利や砕石を敷く場合、または防草シートを敷く場合にはそのことを記載
被害防除の方法として設置するフェンス、建蔽率に代えてパネル設置割合(※1)を記載
- 配置図(土地利用計画図)・・パネル配置、系統連系する電柱(電柱番号含む)(※2)、引込柱、フェンス設置の場合は位置と高さを記載
- 事業計画書・・・・・・・・・・造成の程度(砂利や砕石を敷く場合、または防草シートを敷く場合にはそのことを明記)、フェンス
設置の有無(設置する場合にはその高さ)、パネル1枚の面積、パネル設置枚数、パネル設置面積、パ
ネル設置割合(※1)、変電設備等(変電設備、パワーコンディショナー、キュービクル等)の台数・
設置方法・面積、発電事業期間、発電量(発電設備の出力)を記載

《追加必要書類》

■必ず添付していただく書類 □必要に応じて添付していただく書類

- パネル、変電設備等のカタログの写し(パネル・変電設備の型番やパネル1枚・変電設備1台の大きさがわかるもの)
- 再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書の写しまたはこれに代わる書類
- 電力会社との系統連系が確認できる書類
- 申請地に防草シートを敷設する場合には、防草シートのカタログの写し

※1 パネル設置割合・・・太陽光発電事業面積(=土地の面積)のうち太陽光パネル水平投影面積が占める割合で、簡単に言うとパネルを設置する土地の面積に対して太陽光パネルを地面に敷き詰めたときの割合のことです。なお、変電設備をパネルやその架台に直接付けない場合には、その設置面積をパネル設置割合に含めることができます。

※2 系統連系する電柱・・・電力会社の電気供給設備に太陽光発電設備を接続する電柱のことです。